

ALPHA NEWS—ONLINE V o l . 3 5

発行者：弁護士法人アルファ総合法律事務所

2020. 10. 16

こんにちは。弁護士法人アルファ総合法律事務所です。

このメールマガジンは、当事務所の弁護士等が名刺交換をさせていただいた方、セミナーへご参加いただいた方、メールマガジンの配信登録をいただいた方、顧問先企業様にお送りしております。なお、配信停止については、当メルマガの末尾よりお願い致します。

※-----※
本メールマガジンは配信専用となります。
当事務所へのお問い合わせやセミナーのお申込につきましては、下記連絡先へお願い致します。
電話：04-2923-0971（受付時間：平日午前9時～午後6時）
※-----※

#日本資本主義の父

9月2日に所沢駅のグランエミオ第2期目が開業となりました。いろいろな業種のお店が開店しましたが、個人的に一番嬉しかったのは、本屋さんがオープンしたことです。それもかなり大きめの店舗で、テンションはかなり上がります！

本屋があると、少し時間が空いた時についフラフラっと立ち寄ってしまい、気になる本があるとついつい買ってしまいます（個人的に、電子書籍があまり好きではありません）。

そのような感じで出会った本のうちの一冊が、
「埼玉県出身の偉人は？」と問われて誰もが挙げる著名人の【渋沢栄一 翁】が書いた、『論語講義』です。
新1万円札紙幣の肖像に選ばれ、さらには、来年の大河ドラマの主人公にも選ばれるなど、令和になって再び注目度が増してきましたね。

電話相談は事前予約制です。下記へご連絡ください。

【電話番号】 0120-10-5050

【受付時間】 平日9:30~16:30

※ご予約時には相談希望日時その他、法人名・代表者名・
電話担当者名・所在地・連絡先・簡単な相談概要などをお伺いさせて
いただきます。

<相談時間>

ご相談は、原則として30分までとなります。

※担当者の判断で延長する場合もございます。

<相談内容>

経営者様からの法人に関するご相談であれば内容は問いません。

以下のようなご相談を中心に、幅広くご対応させていただく

所存です。

▼ご相談例▼

○取引先との関係に関するご相談

○経営問題に関するご相談

○労働問題に関するご相談

事業業内容によっては、業務の拡大や、商品の供給を増やしたい等の
希望をお持ちの企業様もおられるかと思えます。

そのような企業様からのご相談にも対応させていただく所存
ですので、まずはご連絡いただければと存じます。

▼▽▼-----

2 株式会社よもやま／株主は誰？（４）～相続後の株式～

▲△▲-----

皆様こんにちは。

弁護士法人アルファ総合法律事務所の

代表弁護士・税理士の保坂光彦です。

さて、今回も引き続き「誰が『株主』なのか？」というテーマで
お送りしていきたいと思いますが、今回は
株主に相続が発生した場合のお話です。

まず前提として、財産権の一つである「株式」も基本的に相続の対象となります。そして、もともと相続人が一人であったり、遺言や遺産分割の内容により、相続後の株式の権利者が明確となっているのであれば、それで何の問題もありません（粛々と株主名簿の記載を変更するだけで良いということになります）。では、相続人間での遺産分割協議が難航している等の理由により、権利者を誰か一人に確定できない状態のうちはどうなるのでしょうか？

この場合はまず、相続財産の中に不動産などがある場合と同様、遺産分割が完了するまでの間は、相続人全員による「共有」の状態になっている・・・という点が出発点となります（株式は預貯金のように「株式数」という量で表すことができるため、単純に株式数を相続割合で割った形になるのが当然のようにも思えますが、法的には株式全体を全員で共有していると扱われます）。そして、株式が共有の状態となっている場合における株式の権利行使については、会社法第106条に次のような規定があります。

「株式が2以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該株式についての権利を行使する者一人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができない」
よって、会社としては、株式の共有者である相続人らから「権利行使者に関する通知」が正式に為されるのを待って、そこで指定されている者に権利行使させれば足りるということになります。

もっとも、先ほどの会社法第106条には但書で次のような定めがあります。

「株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない」
そうなりますと、会社の側からすれば、相続人間の紛争とは関係なく、任意で一部の相続人からの権利行使を認めてしまっても良い（法律上適法な権利行使となる）ように思えます。

実際、この問題については学説上でも大いに議論となっていました、平成27年の最高裁判決により決着を見ることとなりました。最高裁は、会社法第106条の規定を民法の共有に関する規定に対する「特別の定め」と解した上で、会社が当該権利の行使に同意する場合には、この「特別な定め」が排除される（結果として民法の原則に戻る）ということを示しました。

これだけですと抽象的すぎてよく分からない話になってしまうかもしれませんが、要するに、会社が同意すれば無条件に適法となるわけではなく、共有に関する民法の規定（処分には全員の同意が必要であるが、単なる利用方法の決定は持ち分の過半数で決定できる）に従ったものでなければならないということであり、例えばこの裁判で問題となっていた「議決権行使」の場面であれば、議決権の行使が「各共有者の持分の価格に従いその過半数」で決せられている必要がある。逆に、この条件を満たしているのであれば、相続人からの指定や通知がない場合であっても、会社側が「同意」することによって適法な権利行使を扱うことができる、ということになります。

（続く）

▼▽▼-----
3 [弁護士コラム] ~デジタルか、アナログか~
▲△▲-----

皆様、こんにちは。
弁護士の五十嵐佳弥子です。

気温も下がり、すっかり秋ですね。
毎年この頃には、少し早いものの、年末年始を意識し始め、来年のカレンダーや、手帳のことを考えます。

スケジュール管理は手帳で・・・というのは、近頃では

普遍的な習慣ではなくなり、手帳を使わずに、ウェブアプリケーションや、スマホのカレンダー機能を使って管理しているという方も多くなりました。

裁判期日では、最後に、今後の予定を踏まえて次回期日の確認・日程調整等をするのですが、以前は期日の最後に双方の代理人弁護士も裁判官も、全員が手帳や日誌を開いて予定を確認する・・・という光景が一般的でした。

近頃は手帳ではなく、スマホを取り出して確認する弁護士も多く、裁判官でさえ、スマホを取り出してスケジュールを確認していたりと、デジタル化の流れを実感します。

かく言う私は、手帳とスマホカレンダーを併用しています。スマホカレンダーは事務所内で共有しており、大変便利です。一元化して合理化すべきなのかもしれませんが、手帳を無くすことは、今のところ考えられません。やはり、書くほうが記憶しやすいのと、画面よりも紙面のほうが見やすいのです。

いつか私自身がよりデジタルに親しんでいけば変わるかもしれませんが、今は、来年の手帳はどんな色柄にしようか・・・と、今日にでも、手帳売場に見に行きたい気持ちでいます。

最後に、時節柄、より感染症に気を遣う毎日ですが皆様どうぞご自愛ください。

▼▽▼-----

4 あとがき

▲△▲-----

今年の夏は梅雨明けが遅く、感染症拡大の影響で甲子園での高校野球大会も中止になるなど特別な年になりました。ところで、『もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの『マネジメント』を読んだら』という本が数年前に話題になり、その後、ドラッカー自身も注目されていましたが、覚えていらっしゃるでしょうか？

そのドラッカーの著作『マネジメント』の中で、渋沢栄一翁のことを高く評価していたようです。

そこでまずは『論語と算盤』を読んでもみようなどと短絡的な考えで、先日、本屋で購入してしまいました。
せっかくなので、少しでも今の仕事に役立てられればと考えています。

次号も是非お付き合いいただけると幸いです。

◆◇より身近に、より迅速で、より充実したリーガルサービスへ◇◆
| 発行元 |
| 弁護士法人アルファ総合法律事務所 |
| 代表弁護士／税理士 保坂光彦 (メルマガ担当：松浦／M.A) |
| 埼玉県所沢市日吉町14-3朝日生命所沢ビル3階 |
| TEL：04-2923-0971 / FAX：04-2923-0972 |
| MAIL alpha-tokorozawa@alpha-lawoffice.com |
| URL [https:// alpha-lawoffice.com/](https://alpha-lawoffice.com/) |